主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は控訴趣意書と題する別紙書面記載のとおりで、これに対する当 裁判所の判断は次のとおりである。

論旨第一点について。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 大塚今比古 判事 早野儀三郎 判事 中野次雄)